

栃木市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表いたします。

平成30年3月8日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 天 谷 浩 明

1. 監査の実施日 平成30年2月26日
2. 監査の対象 都市整備部
都市計画課 市街地整備課 住宅課 建築課
3. 監査の方法
平成30年1月末日までに執行された事務事業について、関係する帳簿類、証ひょう書類の提出を求め、その効率性と適法性等を照査、検討し、関係職員の説明を聴取して実施した。
4. 監査の結果
次のとおり

都市整備部

◎ 都市計画課

1. 事務組織及び職員

都市計画課には3係が置かれ、課長ほか14名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

計画係では、都市計画の総合的調査及び計画策定事務、都市計画審議会事務、土地取引規制等事務、都市計画施設の区域内における建築行為等の許可等に関する事務、地区計画事務、シビックコア地区整備計画関係事務等が行われた。

景観係では、都市景観形成事業、街なみ環境修景事業、栃木県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可に関する事務等が行われた。

開発指導係では、都市計画法に基づく開発許可制度に関する事務等が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳入は、予算現額 7,074,000 円に対し、収入済額 4,954,999 円で 70.05%の収入率である。

その主なものは、開発許可手数料、屋外広告物等許可申請手数料である。

一般会計の歳出は、予算現額 26,449,000 円に対し、支出負担行為額 23,586,308 円で 89.18%の執行率である。

その主なものは、都市計画総括図修正業務委託料、歴史的町並み景観形成補助金、景観重要建造物等保全補助金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

◎ 市街地整備課

1. 事務組織及び職員

市街地整備課には3係が置かれ、課長ほか10名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

リノベーション係では、地方都市リノベーション事業、(仮称)地域交流センター整備事業、旧栃木警察署跡地土地利用推進事業等が行われた。

市街地整備第1係では、岩舟駅南口整備事業、平川地区開発事業等が行われた。

市街地整備第2係では、新大平下駅前土地区画整理事業、磯山地区土地区画整理事業、栃木藤岡バイパス下皆川・富田土地区画整理事業等が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳入は、予算現額 646,880,000 円に対し、収入済額 99,279 円で 0.02% の収入率である。

その主なものは、旧栃木中央小太陽光発電施設屋根貸付収入である。

一般会計の歳出は、予算現額 1,005,546,000 円に対し、支出負担行為額 466,882,527 円で 46.43% の執行率である。

その主なものは、物件等調査算定業務委託料、区画道路築造工事費、物件移転補償金、地形測量等業務委託料、(仮称)地域交流センター実施設計業務委託料である。

一般会計の歳入(繰越明許)は、予算現額 76,844,000 円に対し、収入はない。

一般会計の歳出(繰越明許)は、予算現額 151,944,700 円に対し、支出負担行為額 147,518,178 円で 97.09% の執行率である。

その内容は、区画道路築造工事費、物件移転補償金である。

一般会計の歳入(通次繰越)は、予算現額 196,456,000 円に対し、収入はない。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

◎ 住宅課

1. 事務組織及び職員

住宅課には2係が置かれ、課長ほか6名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

住宅政策係では、市営住宅管理事務、市営住宅リフレッシュ事業、住生活基本計画等策定委託事業、市営住宅耐震診断事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業、空き家対策事業、片柳市営住宅解体事業等が行われた。

定住促進係では、あったか住まいるバンク事業、まちなか定住促進住宅新築等補助事業、多世代家族住宅新築等補助事業、移住お試しの家運営事業、移住定住促進ツアー事業、結婚新生活支援補助事業、通勤者特急券購入費補助事業等が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳入は、予算現額 419,560,000 円に対し、収入済額 164,155,803 円で 39.13%の収入率である。

その主なものは、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、特定公共賃貸住宅使用料、片柳市営住宅解体補償費、県営住宅敷地転貸料である。

一般会計の歳出は、予算現額 624,475,000 円に対し、支出負担行為額 396,270,567 円で 63.46%の執行率である。

その主なものは、城内南第2市営住宅外壁改修工事費、本町市営住宅屋上防水改修工事費、市営住宅等維持管理委託料、市営住宅敷地借上料、県営住宅敷地借上料、空き家バンクリフォーム補助金、宿泊体験施設改修工事費、定住促進住宅新築等補助金、多世代家族住宅新築等補助金、空き家解体費補助金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。

◎ 建築課

1. 事務組織及び職員

建築課には4係が置かれ、課長ほか19名でそれぞれ事務を分掌している。

2. 事務事業の実施状況

建築指導係では、建築基準法に基づく建築物の許可等建築指導事務、狭あい道路拡幅整備促進事業が行われた。

建築審査係では、建築基準法に基づく建築物等の確認審査及び検査事務が行われた。

建築営繕第1係では、市有施設設計等事務、市有建築物定期点検業務が行われた。

建築営繕第2係では、市有施設設計等事務が行われた。

3. 予算の執行状況

一般会計の歳入は、予算現額74,102,000円に対し、収入済額17,825,800円で24.06%の収入率である。

その主なものは、確認申請等手数料、長期優良住宅認定手数料である。

一般会計の歳出は、予算現額96,500,000円に対し、支出負担行為額81,234,500円で84.18%の執行率である。

その主なものは、狭あい道路拡幅整備促進事業補助金、木造住宅耐震診断・改修等補助金、市有建築物定期点検業務委託料、アスベスト調査台帳所有者特定業務委託料である。

一般会計の歳入（繰越明許）は、予算現額900,000円に対し、収入済額900,000円で100.00%の収入率である。

その内容は、木造住宅耐震改修等補助金である。

一般会計の歳出（繰越明許）は、予算現額1,800,000円に対し、支出負担行為額1,800,000円で100.00%の執行率である。

その内容は、木造住宅耐震改修等補助金である。

なお、予算の執行は適正に行われており、その関係する帳簿、書類等は適正に処理されていた。